

平成 29 年 3 月 31 日届出
平成 30 年 2 月 1 日第 1 回変更届出
平成 30 年 2 月 26 日第 2 回変更届出

独立行政法人水資源機構 平成 29 事業年度年度計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣から指示を受けた平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間における独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するための計画に基づいた平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置

1. 安全で良質な水の安定した供給、洪水被害の防止・軽減

機構の経営理念である「安全で良質な水を安定して安くお届けする」の達成及び洪水被害の防止・軽減に向け、水質事故や近年増加する異常気象にも迅速かつ適切な対応が行えるよう、管理能力の向上を図る。また、日々計画的かつ的確に施設の管理・運用を行う。

1-1 安全で良質な水の安定した供給

別表 1 「施設管理」に掲げる 52 施設については、施設管理規程に基づいた的確な施設管理により、24 時間 365 日安全で良質な水を安定して供給する。

(1) 安定した用水の供給等

必要な水量を過不足なく適切なタイミングで供給するとともに、渇水時においても利水者間の調整が円滑になされるよう対応する。また、都市用水、農業用水の水利用の変化に対しても対応できるよう関係機関と調整を進める。

- ① 気象・水象等の情報及び利水者等（水道事業者等）の申し込み水量を把握した上で、配水計画の策定、取水・配水量の調整を行い、利水者に対し、安定的かつ過不足なく必要水量を供給する。
- ② 各利水者における効率的な水の利用に資するよう、ダム等において、水管理に関する情報を毎日ホームページにより提供する。また、渇水時には利水者相互の調整が円滑に行われるよう、提供情報の充実を図り、河川管理者、利水者及び関係機関との一層の情報共有を図る。
- ③ 異常渇水が発生した場合には、河川管理者、利水者及び関係機関との調整を図るとともに、節水の啓発や効率的な水運用等を行い、国民生活及び産業活動への影響の軽減に努める。
効率的な水運用にあたっては、関連する施設の総合運用や無効放流量を減らす等きめ細やかな管理を行う。
- ④ 社会・経済情勢や営農形態等の変化に伴って都市用水及び農業用水の水利用の変化があるかを確認する体制を活用し、水利用実態把握に努める。また、この結果を踏まえ、必要に応じ、水利権の更新に向けて河川管理者、利水者及び関係機関との協議と調整を計画的に進めること。

平成 29 年度は、水利用実態を把握するため、東総用水、両筑平野用水及び筑後川下流用水について受益面積等の諸調査を実施する。

(2) 安全で良質な用水の供給

- エンドユーザーまで安心して水を利用できるよう、利水者へ常に安全で良質な水を供給する。
- ① 良質な用水の供給を図るため、全施設において前年度までの水質管理の状況を踏まえて平成29年度水質管理計画を作成し、運用する。計画に基づいて、日常的に水質情報を把握して利水者等へ提供するとともに、日常の水質管理を的確に実施するほか、気候変動による水質への影響の可能性も考慮しつつ、富栄養化現象、濁水長期化等の水質異常への対策にも計画的に取り組む。
 - ② 河川管理者、利水者及び関係機関との協力を図りつつ平常時より管理上必要な情報共有等を図るとともに、集水域からの流入負荷軽減による貯水池等の水質改善に向けて、平成29年度は、流入負荷の推移を把握するとともに、地域住民等への流入負荷軽減のための啓発等の取組を推進する。
 - ③ 水質が悪化した場合及び水質事故の発生時には迅速に河川管理者、利水者及び関係機関への情報提供・共有を行い、的確な施設操作や拡散防止策等を関係機関と連携して実施し、その影響の回避・軽減に努める。また、機構が発注する工事等に起因する水質事故の防止を徹底するとともに、水質事故の早期把握に向け、取水口（都市用水）への油等の汚濁物質を検知するシステム・設備の設置について引き続き検討し、関係機関との調整を進め、調整を了した施設について設置する。

1－2 洪水被害の防止・軽減

洪水被害の防止・軽減を図るため、治水機能を有するダム等において、的確な洪水調節等を実施するとともに、異常洪水に備えた対応を強化し、流域の安全を確保する。

(1) 的確な洪水調節等の実施と関係機関との連携

洪水被害の防止・軽減を図るため、ダム等の施設により的確な洪水調節等を実施し、河川管理者、関係自治体とも連携し、流域の安全を確保する。

- ① 洪水の発生に対して、施設管理規程に基づく洪水調節等を的確に行い、ダム等の治水効果を確実に発揮させる。
- ② 洪水時におけるダムの操作、ダム下流河川の状況、計画規模を超える出水における浸水被害想定等について、河川管理者と連携して関係自治体へ説明し、当該地域における浸水リスクについての認識を共有する。また、ダム下流自治体の防災力向上に資するため、ダムの放流警報設備を情報伝達手段として活用することについて自治体への働きかけを行う。
- ③ 洪水時には、関係自治体及び関係機関に、防災、避難等の判断に資する情報の提供を適時・的確に行う。

(2) 異常洪水に備えた対応の強化

異常洪水時においても洪水被害の防止・軽減に向けた取組の強化を図るため、既存施設の洪水対応能力を最大限まで発揮させる操作等の検討を進める。

- ① 異常洪水時における洪水被害の一層の防止・軽減を図るため、平成29年度は、関係機関と調整しつつ、事前放流等様々な操作方法に関する実施要領の検討を進め、体制が整ったところから操作を実施していく。
- ② 平成29年度は、ダムの統合操作により、ダム下流にある市街地等の浸水被害を回避することができた事例の分析を基に、他ダムにおいても同様の効果が発揮できるような操作方法等について河川管理者との協議・調整を進める。

1－3 危機的状況への的確な対応

危機管理体制の整備を図るとともに、大規模地震、異常渇水等に備えた対策の強化等により、危

機管理能力の向上を図り、危機的状況に対し適確に対応する。

(1) 危機的状況に対する平常時からの備えの強化

東日本大震災の経験も踏まえ、大規模地震の発生に対しても水供給に係る施設の機能が最低限維持できるよう、施設の耐震性能照査、耐震性能の強化を計画的に推進するとともに、様々な事態に対して確実に対応するために各種設備の充実を図る。

また、大規模地震、異常渴水等の危機的状況の発生に対しても、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努めるため、平常時より防災業務計画を適宜見直し、実戦的な訓練の実施等の様々な取組を進める。

- ① 平成29年度は、ダム施設では、平成28年度までの全ダムにおける耐震性能照査の試行結果を踏まえ、より詳細な照査を実施する。水路等施設では、管理中の3施設において、耐震性能照査を実施するとともに、4施設（豊川用水二期、利根導水路、房総導水路及び木曽川用水）で耐震補強等を実施する。
- ② 耐震化の図られていない管理所及び揚水機場の建屋等の建築物については、早期に耐震補強が実施できるよう、利水者等との調整を進める。
- ③ 平成29年度は、高速ネットワーク回線を利用した水路監視制御設備の整備を両筑平野用水において完了させ、バルブ等の遠隔操作・遠方監視を実施する。また、利根導水路においても水路監視制御設備の整備に着手する。
- ④ 大規模地震時等においても業務の継続性を確保するため、平成28年度に引き続き非常用電源設備の燃料関係のデータベースにより、事務所間の燃料融通のための情報共有を図るとともに、青蓮寺ダム及び布目ダムにおいて非常用電源設備の強化を図る。
- ⑤ 保有する備蓄資機材の情報共有に取り組むとともに、災害時の融通等の関係機関との連携を図る。
- ⑥ 大規模地震、異常渴水等の危機的状況を想定した訓練を国等と連携して実施するとともに、非常時参集訓練、設備操作訓練、備蓄資機材等を活用した訓練等の個別訓練を実施することにより、危機管理能力の向上を図り、発災時の被害の軽減に努める。
- ⑦ 平成29年度は、災害復旧方法や工事手順などの決定に必要な既存施設の設計図書情報等のバックアップデータベースの充実を図り、運用を開始する。
- ⑧ 防災業務計画、細則、業務継続計画等について、災害対応や防災訓練等を踏まえ、必要に応じて改訂を行い、危機管理体制の強化を図る。
- ⑨ 大規模な水質事故により取水停止した場合に速やかな対応ができるよう、あらかじめ取水系統変更等の方策の検討を進めるなど、危機管理対策を強化する。

(2) 危機的状況の発生に対する的確な対応

危機的状況の発生に対しても、的確な対応を行い、被害拡大の防止、水の安定供給、施設機能の早期回復に努める。

- ① 大規模かつ広域的な地震、風水害等により危機的状況が発生した場合には、防災業務計画及び業務継続計画に基づき、迅速な情報収集・伝達を図るとともに、施設の安全の確保と用水の安定供給に努める。
- ② 大規模地震、異常渴水等において、可搬式浄水装置、ポンプ車を含む備蓄資機材等を活用し、最低限の用水の確保及び速やかな復旧を図るため、平成29年度は、配備した可搬式浄水装置、ポンプ車等について、円滑な災害時の支援ができるよう操作訓練等を実施する。
- ③ 武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護業務計画等に基づき、対策本部の設置、関係機関との密接な連携及び施設の安全確認等の国民保護措置等を迅速かつ的確に実施する。
- ④ 災害等の発生に伴い、施設被害が発生した場合には、できるだけ早期に応急復旧を行うとともに、従来の機能等を早期に回復できるよう迅速に災害復旧工事を実施する。

1－4 確実な施設機能の確保

計画的な施設・設備の巡視・点検に加えて、施設の老朽化に対して的確に対応していくため、定期的な機能診断調査の実施を通じて、施設の状態を確実に把握し、適時に対策を講じることにより、施設の長寿命化・ライフサイクルコストの縮減を図る取組であるストックマネジメントを全面的に展開し、確実に施設の機能を確保する。

- ① ダム・水路等施設及びこれらを構成する設備・装置等について的確な管理を行うため、計画的な巡視・点検により、施設の状態を的確に把握するとともに、一般の人が利用する施設については安全性の点検も行う。また、巡視・点検の結果を踏まえ、適切に維持・修繕を実施する。
- ② 水路等施設については、確実な施設機能の確保のため、「独立行政法人水資源機構インフラ長寿命化計画（行動計画）」における個別施設計画として位置付けられている機能保全計画に基づき定期的な機能診断調査及び機能保全対策を行う。

平成29年度は、リスクを考慮した機能保全の手引きを更新する。さらに、施設の機能診断調査結果を反映した機能保全計画の見直し及び機能診断結果等のデータを一元管理するデータベースの更新を行い、リスクコミュニケーションの更なる推進を図りつつ、機能保全対策を行う。
- ③ 平成29年度は、ダムの日常管理を行うとともに、3年に1回程度の頻度で行う定期検査を8ダムにおいて実施する。また、検査の報告会等を開催し、施設の状態について利水者と情報共有を行うとともに、個々のダムに適した堆砂対策等、施設の長寿命化施策等の実施に向けた調査を実施する。
- ④ ダム・水路等施設の電気・機械設備の機能保全計画について、更なるライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化及び確実な機能維持を図るため、引き続き見直しを行い、点検、整備を実施するとともに、機械設備健全性評価手法を定める。
- ⑤ 施設管理に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても、的確な実施を図る。また、水資源の利用の合理化に資するため、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号。以下「機構法」という。）第12条第1項第2号ハに規定する施設の管理を受託した場合には、的確な管理を行う。

1－5 計画的で的確な施設の整備

別表2「ダム等事業」及び別表3「用水路等事業」に掲げる4施設の新築事業及び6施設の改築事業については、将来の適切な施設管理の視点も含めて、計画的かつ的確な事業執行を図る。

- ① 施設の新築・改築事業については、円滑な業務執行、コスト縮減を図りつつ、第三者の意見を求めるなど、一層の事業費・工程監理の充実を図る。ダム等事業については、別表2に掲げる事業のうちの3事業（思川開発、川上ダム建設及び小石原川ダム建設）、用水路等事業については別表3に掲げる6事業（豊川用水二期、両筑平野用水二期、群馬用水緊急改築、利根導水路大規模地震対策、房総導水路施設緊急改築及び木曽川右岸緊急改築）について事業を進捗させる。

また、丹生ダム建設については、平成28年7月20日の国土交通省のダム事業の検証に関する対応方針を踏まえ、取得した用地の保全等を実施し、工事で損傷した道路の原形復旧や機能回復等の地域整備について、関係機関とともに実施する。

なお、木曽川水系連絡導水路については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、中部地方整備局と共同してダム検証に係る検討を行う。

- ② 新築及び改築事業の事業費の縮減を図るため、新技術の活用、計画・設計・施工の最適化等に取り組む。
- ③ 平成29年度は、各水路等施設について機能診断調査を踏まえた対策の必要性を検討し、関係利水者との合意形成に向けた調整を進める。

- ④ ダム等建設事業においては、特定事業先行調整費制度等を活用することにより、工期の遅延やこれに伴うコスト増を回避するとともに財政負担の平準化を図り、事業の計画的かつ的確な実施に努める。
- ⑤ 思川開発、川上ダム及び小石原川ダムの各建設事業において、水源地域の振興及び生活再建対策として、ダム建設に附帯する付替道路について、基本協定に基づく関係県からの委託を受けて工事を実施する。
- ⑥ 施設の新築及び改築事業に附帯する業務及び委託に基づき実施する発電に係る業務についても的確な実施を図る。

2. 機構の使命を十全に果たすために必要な総合的な技術力の向上等

総合的な技術力の向上を図るため、環境保全のための様々な取組を行いつつ、水質改善、耐震性向上、施設の長寿命化、気候変動対応などの技術の研究・開発を計画的に推進するとともに、高度な技術力を継承し発展させるため、技術的知見を有する人材の育成を進める。

2-1 機構が有する技術力の維持・向上

(1) 施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上

施設・設備の新築・改築に係る技術の維持・向上を図るため、平成29年度は、ダム施設については、ダム再開発技術に関する体系的整理を行うとともに、モデルダムにおいて機能維持に向けた施工技術等の検討を進める。

水路等施設については、東日本大震災での被災事例を踏まえ、耐震対策技術の体系的整理を行う。

(2) 施設・設備の管理に係る技術の維持・向上

施設・設備の管理・運用に係る技術の維持・向上に向け、ダムの点検・健全性評価技術の体系化・高度化、水路施設の長寿命化技術の向上、地下水と表流水を一体的に解析できるシステムの検討などを行う。

- ① ダムの安全管理を支援するため、平成29年度は、ダム挙動・点検結果データベースの更新を行う。また、OJT(On the Job Training：職場での実務を通じて行う職員の教育訓練)による検査員の養成を行う。
- ② 平成29年度は、水路等施設の劣化情報や対策工法等の技術情報を蓄積し、より実効性の高い機能保全を行うため、機能保全計画の見直し及び機能診断結果等のデータを一元管理するデータベースの更新を行い、ストックマネジメントの更なる推進を図る。
- ③ 利水安全度向上に資するより効率的な水運用・管理を行うため、平成29年度は、地下水と表流水の一体的な管理・運用方策及び水循環モデルの活用方策案を取りまとめる。
- ④ より的確な洪水調節を行うため、平成29年度は、分布型流出予測システムの精度向上、試行運転の結果を踏まえたシステム改良を行い、実用化を図る。また、地球温暖化に伴う気候変動に的確に対応するため、淀川水系をモデルケースとして、ダム・水路等施設への影響と適応策案を取りまとめる。

(3) 用地補償技術の維持・向上

- ① 平成29年度は、専門編のマニュアル（一般補償及び公共補償）を作成し、用地補償業務マニュアルを完成させる。また、各種研修の実施により用地補償業務を担う人材の育成を図る。
- ② 地上権及び区分地上権の更新（再設定）を着実に進めるため、平成29年度は、房総導水路施設緊急改築事業に係る地上権及び区分地上権の更新（再設定）契約の進捗を図る。また、今後再設定準備が必要となる施設について、基礎的資料（施設台帳・登記情報・契約資料等）の整理によって判明した課題を抽出し、取りまとめを行うとともに、連絡会議での担当者間

の連絡・調整の推進を図る。

(4) 技術力の継承・発展のための取組

経験豊富な職員が減少していく中で、機構の有する高度な技術や災害時対応のノウハウ及び関係機関との高度な協議・調整能力などの継承に努めるとともに、蓄積した技術情報の有効活用を図る。

- ① 水質改善、耐震性向上、施設の長寿命化、気候変動対応等の技術の研究・開発を目的とした「技術五ヵ年計画」に取り組むことにより、技術力の維持・向上に努める。
- ② 技術開発を通じた発明・発見に当たる事案については、積極的に特許等の取得による知的財産の蓄積を図る。
- ③ 機構内において「技術研究発表会」を実施するとともに、現場を活用した現地研修会等の研修を実施し、職員の技術力向上、人材育成及び技術情報の共有を図る。
また、環境に対する意識と知識の向上を図るため、本社・支社局及び全事務所において環境学習会を開催するとともに、実施後に参加者へのアンケート等を行うことにより所期の目的達成状況等を把握し内容の充実を図る。
- ④ 機構の有する技術力の活用及び継承に向け、平成29年度は、水路等施設については調査診断マニュアルの改善を行うとともに、水路工設計指針の改訂作業を進める。
また、ダム細部技術に関する事例集について、直近のダム等建設で培った知見を反映し、拡充する。
- ⑤ 平成29年度は、引き続き技術情報データベースによる技術の普及及び継承を図るとともに、収納する情報の充実及び利便性向上等のためのシステム改修を実施する。

2-2 環境の保全

(1) 自然環境の保全等

水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図るとともに、地球温暖化対策の取組についても推進する。

- ① 新築及び改築事業においては、動植物、生態系、水質及び景観等自然環境の保全を図るために、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を3事業（思川開発、川上ダム建設及び小石原川ダム建設）で実施し、その効果を検証する。

特に、面的な地形改変を伴うダム工事の実施に当たっては、環境巡視等により現況を把握し、必要に応じて改善対策等を講じるほか、3事業（思川開発、川上ダム建設及び小石原川ダム建設）においては、環境保全協議会を開催し工事ごとに環境保全管理担当者の配置を行い、工事関係者と一体となって環境保全に取り組む。

なお、環境保全対策等の実施に当たっては、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。

- ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合などには、自然環境調査を実施するとともに、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。

平成29年度においては、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、ダム下流河川への堆積土砂還元を6施設において、また、フラッシュ放流等の取組を12施設において、河川流況の状況に応じて積極的に推進する。

- ③ 平成29年度は、地球温暖化対策実行計画に基づいて、小水力発電、太陽光発電といった再生可能エネルギーの活用等の地球温暖化対策に資する施設整備を進めるとともに、省エネルギー対策に取り組むことで引き続き温室効果ガスの排出削減を推進する。
- ④ 良質な空間の形成が地域の価値を高めるとの観点から、全事務所で、新築・改築・修繕において景観に配慮した施設整備に取り組む。

(2) 環境保全に係る技術の維持・向上

これまでに各施設で運用している水質保全対策設備の運用技術を向上させ、一層の効果的・効率的な運用を行うため、平成29年度は、これまでに蓄積した運用結果を踏まえて定めた運用計画に基づき、各種設備を運用し、その結果を検証して、より確実な効果発現やコスト抑制を目指した運用計画を策定する。また、新たな水質保全対策の効果や適正性について評価を行う。

2-3 機構のダム・水路等施設が有する潜在能力の有効活用

省エネルギー対策の必要性、資源の有効活用、既存施設のより一層の効用発揮の観点から、水力、バイオマス等のエネルギーの活用・回収、既存施設の一体的管理等について検討を進める。

- ① 平成29年度は、再生可能エネルギーの導入に関する取組として、愛知用水佐布里池流入工、豊川用水宇連ダム等の管理用小水力発電設備の整備を進めるとともに、新技術等に係る情報収集等を行う。
- ② 貯水池等の流木処理を行っている施設においては流木の有効利用に取り組むとともに、施設周辺の刈草等についても処理方法の検討を引き続き行い有効利用を図る。
アオコなどのバイオマスについては、有効活用の拡大に向けて、これまで実施した現地実験及び分析試験の結果明らかになった課題等の取りまとめを行う。
- ③ 循環型社会の形成に取り組むため、建設副産物の再資源化率、再資源化・縮減率、排出率及び有効利用率の目標値を定め、建設工事により発生する建設副産物について、発生を抑制するとともに、その有効利用を行う。

建設副産物	目標値
アスファルト・コンクリート塊〔再資源化率〕	99%以上
コンクリート塊〔再資源化率〕	99%以上
建設発生木材〔再資源化・縮減率〕	96%以上
建設汚泥〔再資源化・縮減率〕	90%以上
建設混合廃棄物〔排出率、再資源化・縮減率〕	排出率3.5%以下かつ再資源化・縮減率60%以上
建設廃棄物全体〔再資源化・縮減率〕	96%以上
建設発生土〔建設発生土有効利用率〕	80%以上

- ④ 既存施設の効用をより一層発揮させるため、平成29年度は、利水者・同一水系内の他の施設管理者等の関係機関とも連携し、機構が管理する施設とこれに関連する施設との一体的な管理のあり方について検討するとともに、吉野川水系において治水・利水容量の振替等のダム群再編事業等についての検討を進める。

2-4 関係機関、水源地域等との連携強化

関係機関との間で情報共有を充実させるなど、より一層連携を強化し、円滑に業務を進めるとともに、水源地域等と連携し水源地域対策を進める。

(1) 関係機関との連携

関係機関との緊密な関係の構築のため、積極的な情報発信や意見交換を実施するとともに、水資源の利用の合理化等について関係機関と連携した取組を実施する。

- ① 利水者を始めとする関係機関に対し、経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組及び負担金支払い方法等の業務運営に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。また、施設状況について十分な説明を行うとともに、機能保全対策の必要性についても理解を得ながら、関係機関との合意形成、連携強化に努める。
- ② 利水者等の要望・意見をアンケート調査により的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確なフォローアップを行うことにより、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。

- ③ 事業実施計画又は施設管理規程の策定・変更に伴い、費用の負担割合等を決定する場合にあっては、費用負担者に対して必要な情報提供を行うとともに、関係機関との円滑な調整を図る。
- ④ 用途間転用等水資源の利用の合理化に当たっては、関係機関との積極的かつ円滑な調整に努める。
- ⑤ より良質な用水供給を行うために関係機関と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、具体化に努める。
- ⑥ 総合技術センターにおいては、他機関との連携強化を図るため、平成29年度は他の機関の機器との試験計画等に係る情報交換等を行うとともに、他機関との研究協定に基づく連携強化を図る。

(2) 水源地域等との連携

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握した上で水源地域対策等を自治体、住民等と協働で取り組む。

- ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核として活用した上下流交流を実施する。また、地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るために、本社・支社局と事務所が連携を図り、周辺地域の方々と交流の場を設け、情報の共有に努める。併せて、地域資源である湖面・湖岸の利活用を継続する。

これらに資するよう、平成28年度に実施したアンケートで把握したダム所在市町村の要望・意見に対して的確なフォローアップを行うことにより、ダム所在市町村との相互理解を図る。

- ② 土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養にも効果がある流域内の森林保全作業に取り組む自治体、NPO等の関係機関と連携し、流域内の森林保全に協力する。

2-5 広報・広聴活動の充実

利水者をはじめ広く国民への的確な情報を積極的に提供し、利水者・国民からのニーズを的確に把握するため、広報活動の質の向上に取り組み、積極的な広報・広聴の推進を図る。

- ① 水資源開発施設や水資源の重要性について国民の関心を高めるために以下の内容を実施する。
 - 1) 国民のニーズ・関心を踏まえ、広報誌やホームページの内容・表現方法について適宜改善を行う。その際、正確さ、分かりやすさの確保に努める。
 - 2) SNS等の利用しやすいサービスの活用を行う。
 - 3) 国民の様々な意見を業務に的確に反映できるよう、ホームページ等を利用し、広聴に努める。
- ② 緊急時においては、利水者、地域住民等に状況が正しく分かりやすく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、ホームページ等を通して情報を迅速かつ的確に提供する。また、緊急時の広報の体制を充実する。
- ③ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高め、その理解を深めるため、「水の日」「水の週間」をはじめとする水に関する各種行事等に積極的に参画する。
- ④ 平成28年度における環境保全の取組等を取りまとめた「環境報告書2017」を作成し、公表する。
- ⑤ 平成28年における水質調査結果等を取りまとめた「水質年報」を作成し、公表する。

3. 機構の技術力を活用した技術支援

機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行う。また、

これらの支援を通じて得られた知見を機構の技術力の維持・向上に還元する。

3－1 特定河川工事の代行による技術支援

機構法第19条の2第1項に規定する特定河川工事の代行を都道府県知事等から要請され、機構が実施することが適当であると認められる場合には、機構が有する知識・経験や技術等を活用し、特定河川工事の代行の適切な実施を図る。

3－2 国内の他機関に対する技術支援

機構が培ってきた技術力を活用し、国・地方自治体等に対し技術支援を行うことにより、社会貢献を推進する。

- ① 調査、設計及び研修等並びに施設の工事及び管理を受託した場合には、機構が有する知識・経験や技術等を積極的に活用し、適切な実施を図る。
- ② 国・地方自治体等からの積算、施工監理業務等の発注者支援業務等について要請があった場合には、機構が培った技術力を活用し、適切に支援を行う。
- ③ 技術力の提供、積極的な情報発信を行うため、「技術研究発表会」における優秀な論文を始めとして、技術に関する論文等を国内外の学会、専門誌等に50題以上発表する。
- ④ 機構の有する技術や機構の管理する施設を活用し、現地見学会及び研修会を開催する。

3－3 國際協力の推進

国際社会における水の安全保障の重要性が一段と増す中、機構がこれまで培ってきた総合水資源管理（IWRM）の経験や、アジアにおいて機構が有している国際的なネットワーク（NARBO（アジア河川流域機関ネットワーク））を活用し、水分野における国際協力を推進するとともに、海外における日本のプレゼンス向上に資する。

- ① 開発途上国等の水資源開発や管理を行う機関に対して、専門家としての職員の派遣及び研修等による技術移転、機構が主体となって作成したユネスコの「総合水資源管理ガイドライン」の活用・普及を行うなど、機構が蓄積した技術情報、知識等を提供し共有を図る。
- ② アジア各国の河川流域における総合水資源管理の向上に資するため、平成29年度は国際会議等での情報発信や河川流域機関の設立支援など、NARBO活動を通じて、加盟機関の能力強化に係る支援を行う。

また、河川流域で水管理を行う機構の特性を踏まえ、同様の機関との間での二国間交流（ツイニング）の実施を推進することで、より効果的な支援を行う。

- ③ 水資源開発や水資源管理に関わる国際会議やワークショップ、セミナー等への参加や、受託業務における海外での現地調査への参画等を通じて、海外の水資源に関する情報や課題等を把握するとともに、日本の取組の紹介等を通じて海外の機関等との関係の維持・構築に取り組む。
- ④ 機構が蓄積した総合水資源管理に関するノウハウやNARBO活動を通じて得たネットワーク等を活かし、水インフラに関する相手国のニーズの発掘と日本の民間企業の優れた要素技術の海外展開支援を行う。
- ⑤ アジア開発銀行等の国際機関への職員派遣や国際協力に関する諸活動についての業務報告会等での情報共有によって、国内外で重視されている総合水資源管理等にかかる知見・能力向上や人材の育成を図り、機構の業務運営へ還元する。
- ⑥ 海外の水関連災害（洪水、渇水等）の発生時及び復興時における対応を支援することなどにより、機構に蓄積してきた災害対応のノウハウを活用した国際協力をを行うこととし、災害が発生した場合には積極的な活動を行う。

4. 内部統制の強化と説明責任の向上

中期目標に基づき法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行い、機構の経営理念を実現するため、内部統制の基本方針の浸透・定着、アセットマネジメントに係る国際規格である ISO55001 に沿った業務運営を行うことにより適切な内部統制を実施するほか、理事長と支社局及び管内事務所長との意見交換を全支社局において、副理事長・理事と事務所との意見交換を半数以上の事務所において実施し、各職員の職務の重要性についての認識の向上を図りつつ、以下の取組を行う。

(1) コンプライアンスの推進

適正な業務運営を図るため、コンプライアンスのさらなる推進を図る。

- ① 内部統制の基本方針及び独立行政法人水資源機構倫理行動指針の職員への浸透・定着を図るため、コンプライアンスアンケートを実施する。

また、コンプライアンス推進月間（11月）を中心に、本社・支社局及び全事務所で法令遵守等に係る講習会・説明会を複数回実施するとともに、本社主導による全職員を対象とした外部専門機関による法令遵守研修等を実施する。

- ② コンプライアンスの取組状況及び倫理に反する事案が生じた場合にあっては当該事案について報告・審議するため、倫理委員会を開催する。
- ③ 本社・支社局及び全事務所におけるコンプライアンス推進責任者の活動を支援するため、コンプライアンスの推進に係る各種情報の収集、発信等を行う。
- ④ 倫理行動指針等の推進状況について、倫理委員会の審議、監事の監査を経て、主務大臣へ報告し評価を受ける。

(2) 監事及び会計監査人による監査

監事が必要と認める場合には、内部統制の取組状況についての監査実施、弁護士、公認会計士との連携、監査補助者の活用及び臨時監査の実施など、監事機能の万全な発現を図りつつ、監事監査計画に基づく、監事による監査を受ける。

また、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書等について会計監査人による監査を受ける。

(3) 入札契約制度の競争性・透明性の確保

適正な業務運営を図るため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施し、入札契約制度の競争性・透明性を確保する。

- ① 契約手続きにおいて、一般競争入札方式を基本とし、競争性・透明性の確保を図る。また、随意契約については、引き続き契約監視委員会の審議等を経て、真にやむを得ない案件のみ随意契約とすることとし、その厳格な適用を図る。一者応札・一者応募となっている案件については、更なる入札参加資格要件及び契約条件等の見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。
- ② 入札・契約手続きについては、監事監査において徹底的なチェックを受けるとともに、外部有識者から構成される入札等監視委員会等の監視・審査を受け、一層の適正化に取り組む。
- ③ 入札契約の結果及び調達等合理化計画に基づく取組状況等についてはホームページ等により公表する。

(4) 談合防止対策の徹底

公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合にかかる再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に關与する行為の防止対策を徹底する。

(5) 情報セキュリティ対策の推進

ログ監視システムにより機構の情報ネットワーク全体を一括監視するとともに、標的型攻撃メールや新型ウィルス等のサイバーテロに備えた情報セキュリティ対策を推進する。また、情報セキュリティポリシーに基づき、ポリシー説明会や自己点検を実施する。

(6) 関連法人への再就職及び契約等の状況の公表

関連法人等との間における人と資金の流れについて透明性を確保するため、機構において管理又は監督の地位にある職を経験した者が役員として再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める機構との取引高が相当の割合である法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

(7) 財務内容の公開

財務内容の透明性の確保、説明責任の徹底を図る。

- ① 財務内容の透明性の確保と国民へのサービス向上を図るため、引き続き事業種別等により整理したセグメント情報を含む財務諸表等をホームページに掲載するとともに、本社・支社局及び全事務所においても閲覧できるよう備え置くものとする。
- ② 市場を通じて業務運営の効率化へのインセンティブを高めるなどの観点から導入された財投機関債の円滑な発行のため、業務概要及び平成28年度決算の内容を盛り込んだ資料を作成し、機関投資家等向けの説明を行うとともにホームページに掲載するなど、引き続き業務運営の透明性を確保する。

(8) 環境マネジメントシステムの定着と環境物品等の調達等

環境保全の取組を着実に推進していくために、環境マネジメントシステムの定着、温室効果ガスの排出削減及び環境物品等の的確な調達を図る。

- ① 平成29年度は、本社・支社局及び全事務所において、機構の業務運営に即した独自の環境マネジメントシステム（W-EMS）の定着を図り、環境保全の取組を着実に推進する。
- ② 平成29年度は、地球温暖化対策実行計画に基づいて、小水力発電、太陽光発電といった再生可能エネルギーの活用等の地球温暖化対策に資する施設整備を進めるとともに、省エネルギー対策に取り組むことで引き続き温室効果ガスの排出削減を推進する（再掲）。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を図る。

- ③ 環境物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。また、特定調達品目については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたもの（特定調達物品等）を100%調達する。ただし、特定調達品目のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 機動的な組織運営

機動的な組織運営に向け、重点的かつ効率的な組織整備を行う。また、人事制度の運用、人材育成プログラムの推進により、職員の資質をさらに高めていくものとする。

(1) 機動的な組織運営

- ① 効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時における機動的業務遂行が可能な人員配置を行

う。また、総合技術センターと現場が一体となって業務を実施し、各事業における業務量の変化、各種の課題への対応を図る。

- ② 複数の組織に横断的に関係する課題や高度な技術力を要する課題等に対しては、プロジェクトチーム等の活用を図る。

(2) 人事制度の運用

平成 25 年度に見直しを行った人事制度について、ワーク・ライフ・バランスの観点にも配慮し、その適切な運用を図る。

(3) 職員の資質向上

- ① 職員がその能力を発揮できるよう、等級別に習得すべき能力、知識等を明確にし、OJT、任用、研修、自己研鑽等を通じた職員の育成のための人材育成プログラムを充実させる。
また、職員の希望も踏まえ、複数の専門分野に秀でた人材の育成に向けて取り組む。
- ② 職員の積極的な自己研鑽を促す職場環境を醸成することにより、機構業務に関連する公的資格の取得を促進する。
- ③ 職員の資質向上を図るため、複数の専門分野を経験させるなどの人事配置を行う。

2. 効率的な業務運営

業務運営全体を通じて、情報化・電子化による業務改善、業務の一元化の推進及び外部委託を引き続き実施することにより、効率的かつ経済的な業務の推進に努める。

(1) 情報化・電子化及び業務の一元化等による業務改善等

- ① 業務の効率化を図るため、平成 29 年度は、引き続き文書管理システム、人事総合システム、経理システム、契約管理システム及び電子入札システムの的確な運用に努めるとともに、本社において、文書管理システムを活用した電子決裁を導入し、業務の運営の効率化を図る。
また、維持管理業務等への ICT 技術の段階的な導入に向け、引き続き情報収集を行うとともに、機構への適用に関する検討を行う。
- ② WEB 会議システムについて、全国の支社局と事務所、総合管理所と出先管理所の間での活用を推進するとともに、防災業務時等の情報伝達ツールとして事務所等と現場(災害現場等)の間での活用拡大を図る。
- ③ 職員の創意工夫を活かして常日頃から業務改善に取り組む文化を醸成し、業務運営の効率化、経費の削減を推進するため、優秀な業務改善事例等を発掘し、その共有と全社的導入を推進するとともに、対象事務所等を限定した規制緩和の試行から全国展開へ繋げる業務改善特区の活用により業務改善を行う。
- ④ 事業の着工、進捗等の業務量の変化を踏まえ、効率的な事業推進体制を整備するため、事務所の組織改廃を行う。

(2) 維持管理業務等民間委託拡大計画に基づく委託拡大等

- ① 平成 25 年度に民間委託率の目標を確定した「維持管理業務等民間委託拡大計画」に基づき、定年退職者の活用も行いつつ、順次民間委託の更なる拡大を行う。
- ② 民間委託以外の形で他の主体に任せられる業務等の移管として、管理用道路、除草業務及び広報資料館の移管を進める。

(3) 継続雇用制度の活用

豊富な経験と知見を持つ人材の活用により業務運営を効率化するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づき、平成 19 年 4 月に運用を開始した継続雇用

制度を活用する。

3. コスト縮減の推進

厳しい財政状況や利水者の負担軽減の観点から、引き続きコスト縮減に取り組む。

(1) 事業費の縮減

事業費については、単価の見直しや業務執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、平成29年度は、新築・改築事業費を除き、平成24年度と比較して21%縮減する。

(2) 一般管理費の削減

効率的な業務運営を図ることなどにより、平成29年度の一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）について、平成24年度に比較して、消費税率の引き上げに係る影響を除き、15%削減する。

(3) 人件費の削減

人件費については、国家公務員に準じた人件費縮減の取り組みを行う。

また、給与水準については、主務大臣の検証結果を踏まえ厳しく検証した上でその適正化に取り組み、平成30年度には国家公務員と同程度のものとなるよう努めるとともに、その検証結果や取組状況の公表を行う。

(4) その他コストの縮減

- ① 新技術の活用、計画・設計・施工の最適化によってコスト縮減を図る。
- ② 機能診断調査の分析結果を踏まえ、劣化診断の効率化に取り組みつつ、ストックマネジメントを展開してライフサイクルコストの低減を図る。
- ③ 小水力発電設備を設置して、発生電力を管理用として使用すること等により、管理費の縮減を図る。

4. 適切な資産管理

適正な資産管理に取り組むとともに、保有資産の必要性等について見直しを行う。

- ① 固定資産管理システムによる事務合理化を一層推進し、より適正な資産管理に取り組む。
- ② 機構全体の保有資産の必要性について不断の見直しを行い、その保有の必要性について引き続き検証を実施し、不要と認められるものについては、その使用の実態等を踏まえて、地方公共団体や使用承認により使用させている者等への売却等の検討及び協議を行い、計画的に処分を行うなど、適切な資産管理を推進する。

III 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

「I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置」及び「II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置」で定めた事項及び事業量等に基づいて予算を作成し、当該予算による業務運営を行う。

「別表4」

「別表5」

「別表6」

IV 短期借入金の限度額

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

保有財産について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要か否かについて検証を実施し、必要性がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通則法の手続きに則り処分する。

「別表7」

VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

Vに規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。

「別表8」

VII 剰余金の使途

剰余金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る負担軽減を図るなど、利水者等へのサービスの向上や機構の経営基盤の強化に資する業務とする。

VIII その他業務運営に関する重要事項

1. 施設・設備に関する計画

平成29年度における主な本社・支社局等に係る情報機器・実験設備等に係る整備・更新及び改修は、次のとおり実施する。

「別表9」

2. 人事に関する計画

- ① 本社・支社局及び全事務所の要員配置計画を作成し、要員の削減も含めた計画的な要員配置の見直しを行う。
- ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期、緊急時にあっては、重点的な人員配置を行う。

3. 積立金の使途

積立金の使途については、新築及び改築事業並びに管理業務等に係る利水者等の負担軽減を図るため、施設の老朽化により増加傾向にある維持管理費負担の抑制を図るための管理システム更新整備等、防災・減災対策として燃料設備の増強等及び再生可能エネルギーの活用推進に資する施設整備等に活用するとともに、施設の耐震性能の強化、施設の長寿命化やコスト縮減に資する技術力の維持・向上のための調査・技術開発等に活用する。

なお、積立金の執行にあたっては、外部有識者による事前チェックにより透明性・客観性の確保を図る。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(1) 利水者負担金に関する事項

- ① 前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。
- ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案して適切に対処する。

(2) 中期目標期間を超える債務負担

当該事業年度には、ダム等建設事業等において、次期中期目標期間にわたって契約を行うこと

を予定している。

別表1 「施設管理」

施設名	主務大臣	目的					施設名	主務大臣	目的				
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水			洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水
矢木沢ダム	国土交通大臣	○	○	○	○		徳山ダム	国土交通大臣	○	○		○	○
奈良俣ダム	国土交通大臣	○	○	○	○	○	三重用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○
下久保ダム	国土交通大臣	○	○		○	○	琵琶湖開発	国土交通大臣	○			○	○
草木ダム	国土交通大臣	○	○	○	○	○	高山ダム	国土交通大臣	○	○		○	
群馬用水	厚生労働大臣 農林水産大臣			○	○		青蓮寺ダム	国土交通大臣	○	○	○	○	
利根大堰等※	農林水産大臣 国土交通大臣	○		○	○	○	室生ダム	国土交通大臣	○	○		○	
秋ヶ瀬取水堰等※	厚生労働大臣 経済産業大臣			○	○		初瀬水路	厚生労働大臣				○	
埼玉合口二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣			○	○		布目ダム	国土交通大臣	○	○		○	
印旛沼開発	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	比奈知ダム	国土交通大臣	○	○		○	
北総東部用水	農林水産大臣			○			一庫ダム	国土交通大臣	○	○		○	
成田用水	農林水産大臣			○			日吉ダム	国土交通大臣	○	○		○	
東総用水	厚生労働大臣 農林水産大臣			○	○		正蓮寺川利水	厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣				○	○
利根川河口堰	国土交通大臣	○	○	○	○	○	淀川大堰	国土交通大臣				○	○
霞ヶ浦開発	国土交通大臣	○		○	○	○	池田ダム	国土交通大臣	○	○	○	○	○
霞ヶ浦用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	早明浦ダム	国土交通大臣	○	○	○	○	○
浦山ダム	国土交通大臣	○	○		○		新宮ダム	国土交通大臣	○		○		○
滝沢ダム	国土交通大臣	○	○		○		高知分水	厚生労働大臣 経済産業大臣				○	○
房総導水路	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣				○	○	富郷ダム	国土交通大臣	○			○	○
豊川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	旧吉野川河口堰等	国土交通大臣	○	○		○	○
愛知用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	香川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○
岩屋ダム	国土交通大臣	○		○	○	○	両筑平野用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○
木曽川用水	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	寺内ダム	国土交通大臣	○	○	○	○	
長良導水	厚生労働大臣				○		筑後大堰	国土交通大臣	○	○	○	○	
阿木川ダム	国土交通大臣	○	○		○	○	筑後川下流用水	農林水産大臣			○		
長良川河口堰	国土交通大臣	○	○		○	○	福岡導水	厚生労働大臣				○	
味噌川ダム	国土交通大臣	○	○		○	○	大山ダム	国土交通大臣	○	○		○	

注1) 表中の特記事項

※ 利根大堰等及び秋ヶ瀬取水堰等は、目的に浄化用水の取水・導水を含む。

注2) 矢木沢ダム、奈良俣ダム、下久保ダム、草木ダム、浦山ダム、滝沢ダム、愛知用水、岩屋ダム、味噌川ダム、徳山ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム、池田ダム、早明浦ダム、新宮ダム、高知分水、富郷ダム及び両筑平野用水では、発電等に係る業務を受託している。

別表2 「ダム等事業」

1. ダム等事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
思川開発	国土交通大臣	○	○		○		道路工事等の進捗を図る。
木曽川水系連絡導水路	国土交通大臣		○		○	○	諸調査等を実施する。 (ダム検証(注2)を実施中)
川上ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		本体工事等の進捗を図る。
小石原川ダム建設	国土交通大臣	○	○		○		本体工事や道路工事等の進捗を図る。

注1) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものであり、変更となる可能性がある。

- ・国からの補助金の各年度予算の変動
- ・水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予想し難い事項

注2) ダム検証：「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成27年10月国土交通省水管管理・国土保全局長通知）」に基づき、臨時的につつ一斉に行っているダム事業の再評価

注3) 平成29年3月31日付けで事業実施計画廃止認可を受けた丹生ダム建設事業については、国土交通省のダム事業の検証に関する対応方針を踏まえ、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事を計画的かつ的確に実施し、平成38年度までに完了する。

別表3 「用水路等事業」

2. 用水路等事業の進捗計画

事業名	主務大臣	目的					進捗計画
		洪水調節等	河川の流水の正常な機能の維持等	農業用水	水道用水	工業用水	
豊川用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	大規模地震対策及び幹線水路等の改築工事の進捗を図る。
両筑平野用水二期	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	幹支線水路等の改築工事の進捗を図り、事業を完了させる。
群馬用水緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣			○	○		幹線水路等の改築工事の進捗を図る。
利根導水路 大規模地震対策※	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣			○	○	○	大規模地震対策の進捗を図る。
房総導水路施設 緊急改築	厚生労働大臣 経済産業大臣				○	○	大規模地震対策及び幹線水路等の改築工事の進捗を図る。
木曽川右岸緊急改築	厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣			○	○	○	幹線導水路及び幹支線用水路の改築工事の進捗を図る。

注1) 表中の特記事項

- ・※当該事業で対策を行う施設のうち、利根大堰及び秋ヶ瀬取水堰には、河川浄化用水の取水・導水を含む。

注2) 上記進捗計画は、下記のような機構の裁量外である事項を除いて設定したものであり、変更となる可能性がある。

- ・国からの補助金の各年度予算の変動
- ・水資源開発基本計画等、国において決定される計画、行政機関が行う政策評価に関する法律に基づく個別事業の事業評価、他の事業主体により実施される水源地対策の進捗状況、その他の他律的な事項
- ・自然災害、希少動植物の発見による環境保全、その他の予想し難い事項

別表4 「予算（人件費の見積りを含む）」

平成29事業年度予算

(単位:百万円)

区分	一般勘定							愛知用水事業特別勘定			豊川用水事業特別勘定			合計
	ダム等建設事業	用水路等建設事業	ダム等管理業務	用水路等管理業務	受託業務	共通	計	用水路等管理業務	受託業務	計	用水路等管理業務	受託業務	計	
収入														
政府交付金	24,825	-	9,146	-	-	174	33,945	-	-	-	-	-	-	33,945
その他の国庫補助金	1,786	7,928	-	2,278	-	-	11,992	329	329	368	-	368	12,689	
財政融資資金借入金	926	2,783	-	-	-	1,891	5,600	-	-	-	-	-	-	5,600
水資源債券	888	1,388	-	-	-	1,724	4,000	-	-	-	-	-	-	4,000
業務収入	61	6,096	13,956	10,820	-	53,990	84,922	1,242	-	1,242	1,262	-	1,262	87,426
受託収入	-	-	-	-	1,111	-	1,111	-	1	1	-	2	2	1,114
業務外収入	21	7	466	95	-	1,788	2,375	245	-	245	33	-	33	2,654
計	28,307	18,202	23,568	13,193	1,111	59,564	143,945	1,816	1	1,817	1,663	2	1,665	147,427
支出														
業務経費	25,352	15,772	20,282	14,394	-	1,365	77,164	1,442	-	1,442	1,201	-	1,201	79,807
建設事業関係経費	25,352	15,772	-	-	-	-	41,123	-	-	-	-	-	-	41,123
管理業務関係経費	-	-	18,230	10,596	-	-	28,826	1,374	-	1,374	1,133	-	1,133	31,332
その他業務経費	-	-	2,052	3,798	-	1,365	7215	68	-	68	68	-	68	7,352
施設整備費	-	-	-	-	-	184	184	-	-	-	-	-	-	184
受託整備費	-	-	-	-	-	1,003	-	1,003	-	1	1	-	2	2
借入金等償還	-	-	-	-	-	-	46,463	46,463	-	-	-	-	-	46,463
支払利息	129	76	-	-	-	-	6,487	6,692	-	-	-	-	-	6,692
一般管理費	392	343	460	266	-	231	1,691	-	-	-	-	-	-	1,691
人件費	2,547	2,012	5,129	2,711	-	2,886	15,285	391	-	391	442	-	442	16,118
業務外経費	-	-	-	-	-	6,059	6,059	29	-	29	50	-	50	6,137
計	28,420	18,202	25,872	17,370	1,003	63,676	154,542	1,861	1	1,862	1,693	2	1,695	158,099

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 災害復旧事業費（高山ダム及び寺内ダム）は管理業務関係経費に合算している。

(人件費の見積り)

平成29年度においては総額12,088百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(支出予算の弾力条項)

- 受託収入の金額が予算額に比して増加するときは、当該受託業務に必要な経費を支出するため、その額を限度として、受託経費の金額を増額する。
- 寄附金収入の金額が予算額に比して増加するときは、当該寄附金事業に必要な経費を支出するため、その額を限度として、業務経費の金額を増額する。
- 消費税の納稅額が予算額に比して増加するときは、納稅に必要な金額を支出するため、その額を限度として、業務外経費の金額を増額する。
- 不要財産の譲渡収入による国庫納付の金額が予算額に比して増加するときは、当該納付に必要な金額を支出するため、その額を限度として、業務外経費の金額を増額する。
- 業務収入等の精算に伴う返付金の額が予算額に比して増加するときは、当該返付に必要な金額を支出するため、その額を限度として、業務外経費の金額を増額する。

別表5 「收支計画」

平成29事業年度收支計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定							愛知用水事業特別勘定			豊川用水事業特別勘定			合計
	ダム等建設事業	用水路等建設事業	ダム等管理業務	用水路等管理業務	受託業務	共通	計	用水路等管理業務	受託業務	計	用水路等管理業務	受託業務	計	
費用の部	-	680	63,366	45,997	1,030	10,595	121,668	1,821	1	1,822	1,814	2	1,815	125,305
経常費用	-	680	63,366	45,997	1,030	10,316	121,389	1,821	1	1,822	1,814	2	1,815	125,027
管理業務費	-	-	21,111	12,450	-	-	33,561	1,642	-	1,642	1,481	-	1,481	36,684
受託業務費	-	-	-	-	1,030	-	1,030	-	1	1	-	2	2	1,033
災害復旧事業費	-	-	697	-	-	-	697	-	-	-	-	-	-	697
建設事業費	-	680	-	-	-	-	680	-	-	-	-	-	-	680
一般管理費	-	-	-	-	-	3,971	3,971	-	-	-	-	-	-	3,971
減価償却費	-	-	41,558	33,547	-	-	75,105	179	-	179	333	-	333	75,617
財務費用	-	-	-	-	-	6,346	6,346	-	-	-	-	-	-	6,346
臨時損失	-	-	-	-	-	279	279	-	-	-	-	-	-	279
固定資産売却損	-	-	-	-	-	150	150	-	-	-	-	-	-	150
国庫納付金	-	-	-	-	-	129	129	-	-	-	-	-	-	129
収益の部	-	680	61,790	44,946	1,030	9,240	117,686	1,814	1	1,815	1,807	2	1,809	121,310
経常収益	-	680	61,790	44,946	1,030	8,961	117,407	1,814	1	1,815	1,807	2	1,809	121,031
受託収入	-	-	-	-	1,030	-	1,030	-	1	1	-	2	2	1,033
補助金等収益	-	-	19,562	11,426	-	-	30,988	1,537	-	1,537	1,471	-	1,471	33,996
災害復旧事業収入	-	-	697	-	-	-	697	-	-	-	-	-	-	697
資産見返補助金等戻入	-	-	41,530	33,520	-	-	75,050	179	-	179	333	-	333	75,562
建設仮勘定見返補助金等戻入	-	680	-	-	-	-	680	-	-	-	-	-	-	680
財務収益	-	-	-	-	-	8,961	8,961	98	-	98	4	-	4	9,064
臨時利益	-	-	-	-	-	279	279	-	-	-	-	-	-	279
固定資産売却益	-	-	-	-	-	90	90	-	-	-	-	-	-	90
資産見返補助金等戻入	-	-	-	-	-	189	189	-	-	-	-	-	-	189
純利益(△総損失)	-	-	△ 1,576	△ 1,052	-	△ 1,355	△ 3,983	△ 7	-	△ 7	△ 6	-	△ 6	△ 3,986
目的積立金取崩額	-	-	1,549	1,024	-	3,787	6,359	7	-	7	7	-	7	6,373
総利益(△総損失)	-	-	-	△ 28	-	2,432	2,377	0	-	0	1	-	1	2,378

(注1)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2)一般勘定のダム等管理業務及び用水路等管理業務においては、積立金を財源として取得した事業用固定資産のうち、資本剩余金に振り替えた償却資産について減価償却費に対応する収益が発生しない影響により、総損失を計上している。

(注3)一般勘定の用水路等建設事業における建設事業費及び建設仮勘定見返補助金等戻入の計上は、両筑甲野用水二期事業の完了に伴う費用化及びこれに伴う建設仮勘定見返補助金等の収益化によるものである。

(注4)災害復旧事業費及び災害復旧事業収入の計上は、高山ダム施設及び寺内ダム施設の災害復旧事業の実施に伴う費用化及びこれに伴う災害復旧事業の収益化によるものである。

別表6 「資金計画」

平成29事業年度資金計画

(単位:百万円)

区分	一般勘定						愛知用水事業特別勘定			豊川用水事業特別勘定			合計	
	ダム等建設事業	用水路等建設事業	ダム等管理業務	用水路等管理業務	受託業務	共通	計	用水路等管理業務	受託業務	計	用水路等管理業務	受託業務		
資金支出														
業務活動による支出	28,420	18,202	25,872	17,370	1,003	17,028	107,895	1,861	1	(68)	1,862	1,693	2	(68) 111,316
建設費支出	25,352	15,772	—	—	—	—	41,123	—	—	—	—	—	—	41,123
管理業務支出	—	—	18,230	10,596	—	—	28,826	1,374	—	1,374	1,133	—	—	1,133 31,332
受託業務支出	—	—	—	—	1,003	—	1,003	—	1	1	—	—	2	2 1,006
人件費支出	2,547	2,012	5,129	2,711	—	2,886	15,285	391	—	391	442	—	442	16,118
その他の業務支出	521	419	2,513	4,064	—	14,142	21,658	97	—	97	118	—	118	21,736
投資活動による支出	—	—	—	—	—	184	184	—	—	—	—	—	—	184
有形固定資産等の取得による支出	—	—	—	—	—	—	184	184	—	—	—	—	—	184
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	46,463	46,463	—	—	—	—	—	46,463
借入金の返済による支出	—	—	—	—	—	—	40,463	40,463	—	—	—	—	—	40,463
債券の償還による支出	—	—	—	—	—	—	6,000	6,000	—	—	—	—	—	6,000
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	—	19,601	19,601	11,295	—	11,295	1,176	—	1,176 32,072
資金収入							(136)							
業務活動による収入	26,493	14,031	23,568	13,193	1,111	54,422	132,816	1,816	1	1,817	1,663	2	1,665	136,162
政府交付金収入	24,625	—	9,146	—	—	174	33,945	—	—	—	—	—	—	33,945
国庫補助金収入	1,786	7,928	—	2,278	—	—	11,992	329	—	329	368	—	368	12,689
受益者負担金収入	61	6,096	13,956	10,820	—	44,855	75,787	1,242	—	1,242	1,262	—	1,262	78,291
受託業務収入	—	—	—	—	1,111	—	1,111	—	1	1	—	2	2	1,114
その他の収入	21	7	466	95	—	—	9,392	9,981	245	—	245	33	—	33 10,124
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	1,529	1,529	—	—	—	—	—	1,529
有形固定資産等の売却による収入	—	—	—	—	—	—	1,529	1,529	—	—	—	—	—	1,529
財務活動による収入	1,814	4,172	—	—	—	—	3,614	9,600	—	—	—	—	—	9,600
借入れによる収入	926	2,783	—	—	—	—	1,891	5,600	—	—	—	—	—	5,600
債券の発行による収入	888	1,388	—	—	—	—	1,724	4,000	—	—	—	—	—	4,000
前期よりの繰越金	—	—	—	—	—	—	30,198	30,198	11,340	—	11,340	1,206	—	1,206 42,744

(注1) 上段()内書きは勘定間取引であり、合計欄において相殺している。

(注2) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表7 「不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」

該当なし

別表8 「重要な財産の処分に関する計画」

該当なし

別表9 「施設・設備に関する計画」

内容	予定(百万円)	財源
実験設備の更新等	39	機構法第31条に基づく積立金等
情報機器等の更新等	145	